



青市廢対第32号
令和元年5月10日

一般社団法人青森県産業廃棄物協会会長様

青森市環境部廃棄物対策課長
(公印省略)

産業廃棄物処理施設設置許可に係る小割機の取扱について(通知)

本市の廃棄物行政の推進につきましては、平素からご協力をいただきお礼申し上げます。
さて、このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。
なお、取扱の変更に伴う今後の対応については、別表のとおりとしますので、参考にしてください。

記

1. 小割機（粒度調整機能を有するアタッチメントタイプの破碎施設を除く。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2に規定する「がれき類の破碎施設」には該当しない。
ただし、小割機を本破碎機と一体として使用する場合には、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に添付を要する生活環境影響調査の対象に小割機も加える。
2. 既に「がれき類の破碎施設」として許可を受けた小割機に係る当該許可については、施設を廃止するまでの間、引き続き有効である。

青森市環境部廃棄物対策課
廃棄物対策チーム
担当 安田、三上、岩田
TEL: 017-718-1086

小割機の取扱について

区分	新規の設置状況	相談内容	取扱い変更前	取扱いの変更後	従前の取扱いの変更有(○)無(×)
新規設置の場合	破碎施設 + 小割機	新規で設置したい	一体として新規の設置許可が必要	破碎施設のみの新規の設置許可が必要	○
	小割機単独		新規の設置許可が必要	新規の設置許可は不要	○
	破碎施設(粒度調整機能付きアタッチメントタイプ含む。)			新規の設置許可が必要	×
既設の場合	破碎施設	小割機を追加したい	変更許可必要	変更許可不要	○
	アタッチメントタイプの破碎施設(粒度調整機能あり)		変更許可必要	変更許可不要	○
	小割機単独	小割機を入れ替えたい	【現行小割機】 軽微変更届による廃止 【新規小割機】 新規の設置許可が必要	【現行小割機】 軽微変更届による廃止 【新規小割機】 新規の設置許可は不要	○
		小割機を追加したい	【新規小割機】 新規の設置許可が必要	【新規小割機】 新規の設置許可は不要	○
		小割機を廃止したい		【現行小割機】 軽微変更届による廃止	×
	破碎施設 + 小割機(1台)	小割機を入れ替えたい	破碎施設に係る変更許可が必要	【現行小割機】 付帯設備が無くなる旨の軽微変更届 【新規小割機】 破碎施設に係る変更許可が不要	○
		小割機を廃止したい		【現行小割機】 付帯施設が無くなる旨の軽微変更届	×
		交替使用のために小割機を追加したい	破碎施設に係る変更許可が必要	破碎施設に係る変更許可は不要	○
		破碎施設を入れ替えたい	【現行小割機を含む現行破碎施設】 軽微変更届による廃止 【現行小割機を含む新規破碎施設】 新規の設置許可が必要	【現行小割機を含む現行破碎施設】 軽微変更届による廃止 【現行小割機を含まない新規破碎施設】 新規の設置許可が必要	○
		破碎施設を廃止したい		軽微変更届により現行小割機を含めた破碎施設の廃止	×
既設の場合	破碎施設 + 小割機(2台)	小割機を入れ替えたい	破碎施設に係る変更許可が必要	【現行小割機】 付帯設備が無くなる旨の軽微変更届 【新規小割機】 破碎施設に係る変更許可が不要	○
		小割機2台を廃止したい		【現行小割機】 付帯施設がなくなる旨の軽微変更届	×
		小割機1台を廃止したい			×
		交替使用のために小割機を追加したい	破碎施設に係る変更許可が必要	破碎施設に係る変更許可は不要	○
		破碎施設を入れ替えたい	【現行小割機を含む現行破碎施設】 軽微変更届による廃止 【現行小割機を含む新規破碎施設】 新規の設置許可が必要	【現行小割機を含む現行破碎施設】 軽微変更届による廃止 【現行小割機を含まない新規破碎施設】 新規の設置許可が必要	○
		破碎施設を廃止したい		軽微変更届により現行小割機を含めた破碎施設の廃止	×